



こさがわちょう

第140号

令和2年1月17日

議会だより

編集発行

和歌山県

古座川町議会

TEL 0735-72-3410

FAX 0735-72-1858



餅つき大会（1月15日 高池小学校）

令和元年12月 定例会（12月10日～18日）

令和元年度補正予算・条例 2～3ページ

産業建設・総務委員会視察報告 4ページ

一般質問に4議員 5～9ページ

議会日誌、編集委員会より 10ページ

令和元年度補正予算などを審議

12月定例会は、12月10日から18日までの9日間開催し、執行部から提出の令和元年度補正予算8件、条例3件、人事2件、その他6件、計19件を審議しました。今定例会の主な議案審議について要約して掲載しています。



添野川災害復旧工事

一般会計補正予算（第6号）
ごみ処理施設改修分担当金など
2675万円を減額

歳入

円に対し、遅延日数に応じ計算したものを。

問

雑入で工事損害遅延金7万6000円が発生しているが、算定根拠は。

答

添野川災害復旧工事で、請負額約509万

問

補助金返還問題になっている潤野の工事遅延に対し、損害遅延金が発生していない理由は。

答

添野川の工事は、町単独工事で町の判断で、遅延金は計上できる。

歳出

潤野の場合は、補助金事業であり、国・県が関係している工事で、いまだ返還金などが確定していない、遅延金が計上できない。これが、確定してから遅延金請求も視野に入りたい。

消防費

問

避難ビルを建てているが、隣の複合センターの今後の活用は。

答

区の方がたと相談や役場の中でも検討したい。

総務費

問

高池上部と池野山の地籍調査の進行状況は。

答

年内高池上部を終え、来年早々、池野山地区へ調査する予定である。

衛生費

問

ごみ処理施設改修費減額理由は。

答

予定価格が7億3466万円で、契約価格が5億4560万円であったため、串本町との分担金が減額となった。

条例制定等

古座川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

問

減額の根拠は何か。

答

他の自治体の事例を参考にした。

問

間違った書類を監査委員会や議会に提出している。

答

指摘されなかったらそのまま通すつもりではなかったのか。

また、事前に公表し、謝罪すべきではなかったのか。

答

誠に申し訳なく思っている。そのまま通すつもりはなかった。

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

条例を否決

大柳高瀬線道路改良工事の不適切な事務処理に関する案件に対して、町長の給与を20%、副町長の給与を10%月額減額するもの。（いずれも令和2年1月1日から3カ月間）

問 減額の金額はいくらになるのか。

答 町長は、月額11万5400円の3カ月、副町長は月額5万1000円の3カ月間である。

問 自分で判断、決断して決めたというのであれば、自分の任期中は減額するという自戒の気持ちが必要ではないか。

答 減額が3カ月でいいのか非常に難しい判断であったが、議員の皆さんに、判断をしていただきたい。

討 論

反対

自ら決済し、不正受給をおこなっていないが、他の自治体の事例を参考にして決めたとは、反省の態度が見えない。
報酬減額の根拠の説明がない。
公金の不正受給の原

因が明らかになっ
ない。
第三者委員会の報告もなければ、また国からの補助金返還の指示もない。

拙速に町長の報酬を減額しても町民の納得は得られない。

賛成

第三者委員会の報告が出されていない、国からの補助金返還の指示も出されていないが、町長の誠意を見て賛成。これで終わりではないとの説明があり、今後の町政の在り方を考えたい。

町長はこれで幕引きではない、と言っている。
第三者委員会の報告、国からの補助金返還の指示が出たらまた対応を考えるとのことであるので賛成。

採決

賛成小多数で否決。

反対

洞佳和、淡佐口幸男、矢本和久、坂本卓己

橋本尚視、佃奈津代（大屋一成議長は、採決に加わらない）

町道路線の認定について

山中崎線
中崎トンネルの開通により、中崎地区内の旧道を町道に移管するもの。

延長は、3209・8メートルで幅員は、3・1から最大21メートル。

討 論

反対

県は県民から集めた税金で、県民の生活向上のための施策をするべきで、旧道となっても県が維持管理するべきである。

賛成

中崎トンネルの2キロメートルが開通し、観光、林業や生活道路として活用できている。県に対し、旧道を町道に移管する道路行政で、県とのより良い関係を構築できれば、さ

らに町内道路は良くなる。

宮の谷線

山手地区内の宮の谷橋が完成し、旧道の延長189メートル、幅員3・3から最大8・9メートルを町道に移管するもの。

上蔵土線

上蔵土地区内の国道371号線の橋梁が整備され、旧道の延長610メートル、幅員3・7から最大9メートルを町道に移管するもの。

採決

賛成多数で認定。

反対

洞佳和

賛成

佃奈津代、橋本尚視、矢本和久、坂本卓己、中田善和、瀧口定延、谷久司、淡佐口幸男（大屋一成議長は、採決に加わらない）



一般会計補正予算（第6号） 歳出の主なもの

一般会計補正予算（第6号） 歳出の主なもの		
総務費		
諸費	燃料費（小型ふるさとバス）	96万円
地籍調査費	地籍調査推進委員報酬（高池上部、池野山）	34万円
民生費		
福祉医療費	重度心身障害児者医療費（食事、訪問介護療養費含む）	100万円
介護保険費	介護給付費繰出金（介護予防、施設介護給付費）	296万円
衛生費		
診療諸費	へき地診療所特別会計繰出金（田川診療所手すり等）	244万円
土木費		
道路維持費	町道維持補修工事	100万円
河川工事費	河川整備工事（土砂採取工事費）	500万円
消防費		
災害対策費	津波避難施設用備品（高池下部）	550万円
教育費		
学校管理費	光熱水費（高池小、明神小、三尾川小）	57万円
	光熱水費（古座中、明神中）	42万円
	給食費補助金（古座中6名分）	29万円

委員会の合同先進地視察報告

真庭市と川西市へ

10月16日から18日にかけて、産業建設常任委員会と総務常任委員会と合同で先進地視察研修を行った。

真庭市

産業建設常任委員会は、岡山県真庭市において木質バイオマスの活用について視察。人口4万5349人、世帯数1万7709世帯、面積828km²。同市は、「自然」「連携」「交流」「環境」「協働」の5つのキーワードを掲げ、木質バイオマスの活用を核として、豊富で多様なバイオマスのマテリアル・エネルギー利用、バイオマス産業観光・学習推進による地域ブランドの向上などを目指し、



岡山県真庭市 銘建工業(株) CLT見学

- ①真庭バイオマス発電事業
- ・未利用木材を主原料とした大規模発電(1万kW、2万2千世帯相当)
- ②木質バイオマスファイナリー事業
- ・「真庭バイオマスラボ」を中心とした木質

- バイオマスの高付加価値化技術の研究開発
- ③有機廃棄物資源事業
- ・生ごみ肥料化、BDF(バイオディーゼル燃料)製造等
- ④産業観光拡大事業
- ・バイオマスツアー等の実施
- 以上4つのプロジェクトを稼働させている。地域波及効果は年間、温室効果ガス削減29万9千t-CO₂、雇用創出250人、経済直接効果は、年間バイオ

川西市

マス発電、約13億円・木質バイオマスファイナリー約8億円、産業観光の拡大3千人の実績である。将来的には、①森林吸収量が排出した温室効果ガスを上回るバイオマス産業都市に、②省エネルギー施策の推進、③新・自然エネルギーの導入、④推進エンジン(母体)の構築を目指している。

支援として求められていることは、家族の介護負担の軽減、医療機関との連携による専門的な支援を受けられることであった。各地区に福祉委員会を設置し「認知症地域資源ネットワーク構築事業」を立ち上げた。取り組み内容については、

総務常任委員会は、兵庫県川西市において認知症の取り組み状況について研修した。人口15万7778人、世帯数6万9985世帯、面積53.44km²。同市の取り組みスタートは、平成29年にNPOによるアンケート調査の結果、認知症の方の増加と「できれば自宅で介護され住み続けたい」と考える方が大半であったことである。認知症の方への

①認知症の理解・普及啓発及び人材育成のため養成講座や研修会を開催

②地域支援体制の推進として、認知症みまもり登録、行方不明者SOSネットワーク構築事業、認知症カフェへの支援

③医療と介護の連携として認知症の早期発見と早期対応のため、初期集中支援チームをつくり、医療介護連携「つながりノート」を作成している。

この事業を通じて多くの方に、認知症の理解を広げ、地域コミュニティの再構築、世代間の交流、多職種協働、地域協働のまちづくり

岡山県真庭市とは人口、規模等が異なり、兵庫県川西市とも人口、面積や事情が異なるが、どちらも地域に重点を置いて施策をすすめている上で大変参考になることが多かった。今後、総務常任委員会、産業建設常任委員会が協議しながら、町当局に提案や要望を重ねていく所存である。

今後に向けて



兵庫県川西市 認知症研修

を推進することにより災害時事業との連携も図り活動を始めている。

一般質問

みんなの願いを町政に

4議員の質問事項は、次のとおりです

洞 佳和（6ページ）

- ・公共工事のあり方と町長の政治姿勢について
- ・個人情報の保護について

淡佐口 幸男（7ページ）

- ・保育所長の指定について
- ・災害時要援護者避難支援体制の整備と取り組みの強化について
- ・観光への取り組みについて

橋本 尚視（8ページ）

- ・補助金返還に伴う今後の対応について

佃 奈津代（9ページ）

- ・町長の政治姿勢について

一般質問とは

一般質問は、議員が町の行財政全般にわたり、事務の執行状況や将来に対する方針等について説明を求め所信をただす、議員固有の権能として許されているものです。

質問したい議員は、自分の日常活動や考え方に基つき、町の抱える課題についてあらかじめ質問内容を通じておきます。

質問形式は古座川町議会では、質問回数が3回までと制限されている代わりに時間制限の無い方式と、一問一答で質問回数に制限はないけれども時間が70分と制限されている2つの方式があり、そのどちらかを議員が選ぶことができます。

議案に対する質疑は議題外にわたったり、自分の意見を言うことはできませんが、一般質問は提案したり自分の意見を言うことができます。

なお、議会だよりの原稿は、一人約1260字以内にまとめることになっているため、全ての質問内容が掲載されているとは限りません。

どうして誤りがあったのか 検証し抜本対策を

洞 佳和



建設課長

建設課より業者に指示を出させた。

質問

町長は5月20日に知り、どうして27日に工事代金を支払ったのか。

町長

国の判断が出ていないので、申し上げられない。

質問

契約上支払いはストップできないのか。

建設課長

契約では、工事完成後支払うとなっている。

質問

なぜ、早く国や県に報告しなかったのか。

副町長

国交省から指摘を受けている。謝罪したい。

質問

「町長自ら公表し、謝罪すべきである」と提案した。副町長から進言はなかったのか。

大柳高瀬線町道改良工事で、うその書類を作り、補助金の申請をした理由は何か。

建設課長

完成見込みとして交付金の申請をしていたので、繰越や打ち切り精算はできないと判断した。

質問

工事が遅れた時、どのような対応をしたのか。

建設課長

作業員を増員し、早期に完成するよう指示をした。

質問

未完成の工事の請求書が、どうして業者から出されたのか。

町長

副町長、課長と協議はした。

質問

どうして、公表し謝罪しなかったのか。

町長

認識が甘かった。お詫びする。

質問

事実でない決算書を、なぜ監査委員会や議会に提案したのか。

町長

発覚した時点で報告すべきであった。

質問

共産党のアンケートに「自分の意思を表明する場を設けてくれてありがとう」との意見があった。

町長

説明会や意見を聞く場を持つべきである。

質問

検討する。

質問

町長の給与を20%、

町長

その時点で責任を明確にしたい。

質問

添野川の災害復旧工事が、7月1日、10月28日と二回竣工予定日

建設課長

関係法令に基づき、中止期間を設けて変更したものである。

質問

工期内に工事が完成しない、指導に従わない業者には、打ち切り精算や契約解除も含めた、毅然とした態度をとるべきである。

町長

そのようにする。

質問

潤野の工事、添野川の工事で共通しているのは、工期内に工事が完成できなかったことにある。

町長

潤野の工事、添野川の工事で共通しているのは、工期内に工事が完成できなかったことにある。

質問

個人情報を紙媒体で提供している。

町長

対象者の情報を紙媒体で提供している。



不正問題

個人情報を守れ

工事を発注する時は、公平な基準に基づき、施工能力を検討すべきである。

町長

設計金額によるランク付けをおこなっている。

議員

自衛隊への情報提供は、お願いであり市町村には、従う義務はない。

町長

防衛大臣から「自衛官募集」の依頼が来ていると思うが、対応はどうしているのか。

町長

対象者の情報を紙媒体で提供している。

質問

個人情報保護法では「本人の同意なく」情

議員

報の提供は、禁止されている。

法令に定める事務の遂行のためにおこなっている。

総務課長

自衛隊への情報提供は、お願いであり市町村には、従う義務はない。

議員

個人情報保護法では、犯罪捜査等特別な場合を除き開示してはならないと定められ、厳格に管理されている。

町長

自衛隊への情報提供は、慎重に判断することを強く求める。

議員

(この文章は本人がまとめたものです)

補助金の返還に伴う 地区説明会を行うべし

橋本 尚視



質問

第三者委員会を立ち上げたが、何を議論し、何を提案するのか。

潤野地区の説明会で町長が発言している事で変わっている事が無いのか。

町長

第三者委員会については、これまで三回開催しており、次回は12月中の開催を予定している。

審議内容は資料の確認や、関係者等のヒアリングの実施や事実経過の確認をおこなっており、再発防止について報告書を取りまとめる予定である。



質問

今後、町が受けた被害額（返還額、延滞金、第三者委員会の費用、国、県に行った旅費等）損害金額の総額、これらについて賠償が発生するかどうか、いつ算定するのか、どのような形で発表するのか。また、町始まって以来の補助金返還と言う事について、住民の皆さんに報告する必要があると考えるが。

町長

被害額、賠償額の算定は、交付金の返還について現在、国からの指示は受けていない。町の損害額、賠償額については、確定していないが、算定方法や基準など弁護士等とも十分協議を重ねながら判断していきたいと考えている。

その結果、損害を認めるときには、地方自治法の規定に基づき監査委員に職員の賠償責任の有無や賠償額について、監査を求め決定するものであるため、第三者委員会の報告や国の返還金の決定後となる。

結果については、議会への報告を考えている。今回の案件に関する住民への報告等については、地方自治法の規定に基づき、決算不認定の決議に係る措置として、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならぬと定められているので、この規定に基づき公表をおこなう予定である。

質問

地方自治法で住民に公表しなければならぬことになっている事に対して地元説明を開かなければ、と思うが、どのように考えているのか。きちんと説明する責任は町長に、あるのでは。

町長

この事案について、説明責任を果たすと言う事においては当然、ご指摘のようにあると考えているが、その手法・方法等については今後、検討させて頂きたい。

議員

誠意のない回答で落胆している。潤野地区で説明会を実施しているのでは。

潤野地区でやって、他の地域ではやらない



のか。もう少し一体的にきちんと処理をしなければ、処理の方向性が全く見えない。

10月9日の潤野地区の説明会で、町長は、「貰ったお金を返すので丸々住民にお願いするしかないです。」のように発言しているのですよ。「返すお金も決まっていないので全てが決まっていますから。」のように発言してお

きながら、12月に町長は、自分と副町長の給料減額条例を出してきて議会で否決されているなど、言っている事とやっていること、また、やっている事の整合性が取れていない。

どうか、潤野地区同様に各地域で説明会を開くことをお願いします。（この文章は本人がまとめたものです）

保育所長の指定の

あり方を問う

淡佐口 幸男



る者であることと通達されている。

古座川町においては保育所の運営上の理由により、保育所を所管する一般行政職員のうち行政経験年数のある職員を保育所長として任命している。

質問

保育所長の仕事は保育方針、保育計画、保育士を育てる等、多義にわたるが、保育に關し知識と経験が豊富な保育士が所長である事が望ましいのではないかと私は考えている。

古座川町では、保育に關して知識も経験もない教育課長を保育所長に兼務指定しているのはなぜか。

町長

公立保育所の場合、法的に明確な資格要件は定められていない。児童福祉事業に2年以上従事したもの、またはこれと同等以上の能力を有すると認められ

に重要である。保護者が本心に安心して預けられる体制作りや整備が必要であると思う。

今すぐは厳しい面もあるが、これからは体制作りを答えていくために努力をしていく。

災害時要支援者

支援体制の整備と

取組の強化を

求める

保護者が安心して子供を預けられる環境は、やはり保育に關し知識と経験が豊富な保育士を保育所長に指定する事である。教育課長は運営に係る業務をおこない、保育資格を有した保育士職員を保育所長に指定すべきである。

町長

平成17年に保育士の所長が退職してから現在に至っている。本来ならば言われるとおり保育資格を持つている方を所長にし、全体を見回していく事が非常

古座川町は高齢化が進み自力避難が不可能な方々が増加している。平成25年の災害対策基本法の一部改正に伴い

災害時要支援者台帳は作成されていると思うが町政として避難支援活動にもう一歩踏み込み体制を強化することはできないか。

町長

避難支援体制作りのため避難行動要支援者名簿を作成し本人の同意に基づき避難支援関係者へ情報提供している。現在の対象者は671人。今後の高齢化に伴い、どのような避難体制が必要なのか検討を続け体制を整備していきたい。

今後の観光振興への取組を問う

わが町は宿泊施設が非常に少ないのが現状。宿泊施設や、有料キャンプ場の整備、地場

製品の販売に取り組み、雇用の創出を目指す事が必要であると思う。

観光協会を立ち上げて1年3カ月、現在町政として具体的にどのような取組をしているのか。

町長

観光イベントの工夫、新イベントの企画、事業計画を模索しなければならぬと考えている。観光協会は主にソ

フト面、町はハード面の整備等に努めながら、観光協会と連携し今後も引き続き観光振興に取り組んでいく。

質問 副町長

ぼたん荘のいろいろ館の防腐剤は剥がれ、デッキの木は腐敗し非常にみずばらしい状態にある。一枚岩オートキャンプ場も同じ。この様な施設へお客様を案内し料金を徴収し古座川町は恥ずかしいと思わないのか。予算面で大変だとは思いますが、投資を落していただくよう

な事はありません。ぼたん荘、あるいは一枚岩等については確かに老朽化が進んでいる。ある一定の予算の中でメンテナンスや整備をおこなっている。ご指摘のとおり、今後積極的にアウトドア関係を進めていくべきではないかと町長、担当課長との協議は一年ほどかけて進めているが、具体的な結果が出ていない。(この文章は本人がまとめたものです)



いろいろ館

許せない町長の政治姿勢 佃 奈津代



質問 後援会も含め、各地で懇談会を開いているが、行政としておこなった潤野区での説明会の住民の反応はどうだったのか。

町長 今後の事業の実施や用地協力のほか、適切な処理に関する経過や対応等について厳しい意見があった。住民への思いは、率直にお詫びを申し上げ、再発防止に努めたい。

質問 給与削減についてはどう考えているのか。

町長 国の返還金の決定や

第三者委員会の報告がまだ出ていないが、自分の監督責任、責任を重く受け止め早期に姿勢を示すべきと考える。

町長 返還指示を待ち、手続きを進めていきたい。町民を始め、国・県、関係機関の皆さんに謝罪を申し上げ、信頼回復に努めていきたい。

質問 潤野区での話しの中で、副町長が「数人の議員とは十分話したので議会での理解は得たと思った。」と言っているが、私は聞いていない。蚊帳の外、ビツクリ。

質問 「住民の負担、担うてもらおうことになるかと」と回答している。全く自分が責任を取る気持ちがないのがこの言葉ではないか。

議員 今までの答弁を聞いたが、納得できないことばかりである。判断ミス、行動の遅れ、再発防止に努めるなどと言われても、私は一切信頼できない。町長の責任の取り方は、返還金が決まったから、町長、副町長及び関係職員で支払い、町長は辞表を出し、再出発したければ、自分の気持ちを訴えながらチャレンジする。



役場 本庁

町長 平成30年度から分課の成果はまだ十分に示せてないが、分野が広すぎ、課長の負担が大ききことや、将来の町づくりの推進に向けておこなった。

質問 また、支払調書に印鑑を押して事情を知っているにもかかわらず、出納室へ支払いの確認にも行っていない。

質問 町長の後援会の会報で大きく、「最終責任は自分にある」としながら、「職員がした」とは言え」とある。

議員 町長の責任の取り方は、返還金が決まったから、町長、副町長及び関係職員で支払い、町長は辞表を出し、再出発したければ、自分の気持ちを訴えながらチャレンジする。

住民から「返還金が決まったら、取り敢えず、一般会計から支出するが、その穴埋めはどうするのか。」と聞かれたことに対する回答を覚えているのか。

町長 厳しい質問だが、職員もしたのは事実。私も職員も一緒である。行政全般にわたり、最終責任は首長にあり、その責任は果たさなければならぬと考える。

議員 私は、この時点で辞表を出すという方法もあると申し伝える。（この文章は本人がまとめたものです）

覚えているのか。

町長

議員



人事

人権擁護委員

執行部より提案された人権擁護委員の推薦に同意した。任期は、3年。

森 秀夫 氏

2 期目

昭和 29 年生

住所 高池

伊藤 恵美子 氏
5 期目
昭和 24 年生
住所 小川

選挙管理委員の選挙

任期満了に伴い、選挙管理委員会委員・同補充員選挙をおこなった。(敬称略)。任期

は、4 年。

選挙管理委員

- 瀧本 守 (宇津木)
- 滝本一良 (鶴川)
- 中田 定 (三尾川)
- 垣 秀志 (池野山)
- 同補充員
- 杉本優子 (下 露)
- 久保勝一 (小 川)
- 尾崎 昇 (池野山)
- 宮本吉和 (明 神)

議会日誌

《9月》

27 日 議会便り編集委員会

《10月》

4 日 議会便り編集委員会

10 日 議会便り編集委員会

湯川・田原間道路建設要望活動(和歌山市)

11 日

令和元年第 4 回臨時会及び全員協議会

16 日～18 日

合同先進地視察

(岡山県真庭市・兵庫

県川西市)

19 日

すさみ町サイクリン

グ大会「ライド・オン・すさみ」歓迎式開

会式 (すさみ町)

29 日～30 日

「森林環境税及び森

林環境譲与税創設」感

謝の集い及び要望活動

(東京都)

31 日

新宮周辺広域圏事務

組合議会臨時会

(新宮市)

串本古座高等学校地

域協議会 (串本町)

《11月》

5 日

神奈川県葉山町議会

教育民生常任委員会視

察来町

9 日

ねんりんピック紀の

国わかやま 2019

「総合開会式」

(和歌山市)

12 日～15 日

全国町村議長会及び

新過疎法制度実現決起

大会 (東京都)

17 日

町秋まつり

19 日

町村議会委員長・副

委員長研修会

(和歌山市)

22 日 県道すさみ古座線要

望活動 (和歌山市)

《12月》

3 日

議会運営委員会

議会の傍聴について

議会は公開されていますので、個人でも団体でも自由に傍聴することができます。

議会での議員の発言、町長の考えを直接見聞きすることができますので、お気軽にお越し下さい。

傍聴の手続きは簡単で、役場 3 階の議場前に置いてある傍聴受付票(1人1枚)に住所、氏名をご記入の上、箱の中に入れるだけです。

なお、準備の都合上団体で傍聴を希望する場合は、事前に議会事務局へお知らせ下さい。(席の指定や予約はできません)

議会開催の期日については、議会事務局にお問い合わせ下さい。(電話 72-3410)

編集委員会より

ふるさとバスの運行が、10月1日から変わりが、3カ月立ちました。

総務課では、出来るだけ住民の方がわかりやすいバスの時刻表をと、考えて各戸配布してくれています。

初めてふるさとバスを利用する方で、古座駅での乗り換えが分かりにくい、新しいふるさとバスに乗れなかった、利用料金を入れる箱もなかったと聞いています。

総務課にわかりやすいようにしてほしいとお願いしています。

12月議会では、町長副町長の給与の減額条々が提出されましたが、まだ国からの補助金返還の金額が決まっていない、第三者委員会からの報告もない状況では、時期尚早との意見があり否決されました。今後、第三者委員会や国からの報告を受け住民の方が理解していただけるように審議してまいります。

(坂本卓巳)



神奈川県葉山町議会の視察 (役場3F会議室)